破産手続廃止

平成２１年（フ）第１１０４号
埼玉県ふじみ野市亀久保1646番地の７
破産者　株式会社ロバート
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７７号
埼玉県鳩ヶ谷市南１丁目31番13号
破産者　有限会社新井山建設
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９６７号
埼玉県加須市南大桑779番地３
破産者　有限会社武蔵
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６９号
東京都立川市柴崎町３丁目６番４号
破産者　有限会社シャーロックホーム
１　決定年月日　平成22年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８１号
東京都八王子市南大沢２丁目18番地の６
破産者　有限会社リーフ
１　決定年月日　平成22年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３５９号
福島県郡山市鶴見坦２丁目17番10号
破産者　株式会社マインズ
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
福島県郡山市田村町徳定字八斗蒔田27番地の２
破産者　有限会社キクチ技研
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１９２４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八坂107番地
破産者　丸東青果有限会社
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４号
三重県三重郡菰野町大字田光396番地
破産者　諸岡　政敏
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第５１００号
大阪府茨木市島２丁目14番25号
破産者　京阪通信興業株式会社
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２８６号
大阪市天王寺区清水谷町４番24号
破産者　中村製紐株式会社
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６６８号
大阪府東大阪市中新開１丁目８番22号
破産者　丙紙工株式会社
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８６０号
大阪市中央区島之内２－４－22―701、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区島之内１丁目11番32号３Ｆ
破産者　有限会社Ｌｕｘｕｒｙ　Ｊａｐａｎ
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１４１号
大阪市西区西本町３丁目１番46号
破産者　株式会社ブロード
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３５号
大阪府豊中市桜の町４丁目４番14号
破産者　トータル産業株式会社
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９６５号
大阪市住之江区平林南２丁目４番45号
破産者　豊栄輸送株式会社
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７８４号
大阪府河内長野市上原西町９番２号
破産者　有限会社清水金型製作所
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
兵庫県尼崎市大浜町２丁目２―10
破産者　有限会社コーワ工業
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８６号
兵庫県西宮市室川町１番27号
破産者　有限会社レオ
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５６号
岡山市中区神下106番地１
破産者　株式会社元川建設
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０７号
埼玉県川口市青木４丁目26番35号
破産者　有限会社ストーンアングル
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
名古屋市東区橦木町１丁目19番地
破産者　興昌企建株式会社
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８８号
三重県津市一身田町367番地の１
破産者　有限会社フジテック
１　決定年月日　平成22年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係